

常陸大宮市訓令第 4 4 号

常陸大宮市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 1 0 月 1 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

常陸大宮市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業実施要綱の一部を改正する訓令

常陸大宮市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業実施要綱（平成 2 8 年常陸大宮市訓令第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。
別表（第 3 条，第 4 条関係）

区分	種類	基準価格	基準価格に含まれるもの (1台)	耐用 年数
補聴器	軽度・中等度難聴用ポケット型	5 3，5 0 0 円	①電池 ②イヤーマールド ※イヤーマールドを必要としない場合は，基準価格から 9，5 0 0 円を除くこと。	5 年
	軽度・中等度難聴用耳かけ型	5 5，9 0 0 円		
	高度難聴用ポケット型	5 3，5 0 0 円		
	高度難聴用耳かけ型	5 5，9 0 0 円		
	重度難聴用ポケット型	6 8，5 0 0 円		
	重度難聴用耳かけ型	8 0，7 0 0 円		
	耳あな型(レディメイド)	1 0 1，5 0 0 円		
	耳あな型(オーダーメイド)	1 4 4，9 0 0 円	電池	
	骨導式ポケット型	7 4，1 0 0 円	電池，骨導レシー	

			バー及びヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型	126,900円	電池及び平面レンズ	
	イヤーマールド	9,500円		
補聴援助システム	送信機	135,400円	充電機	5年
	受信機	97,300円		
	オーディオチューナー	5,250円		

(注1) 基準額は、業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、表に掲げられた基準価格の100分の106に相当する額とする。

(注2) 補聴援助システムの送信機と受信機の両方を購入する場合は、合わせて232,700円を基準価格とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。